

東京都内の自治体における性教育実施状況調査の結果について

2025年2月23日 日本共産党東京都北地区委員会・ジェンダー平等委員会

はじめに

年長の男性が女性や子どもを支配する家父長制は、家族や人間集団の関係性にまで浸透し、戦後に廃止された後も、性暴力を生み出す社会のいびつな構造に影響しています。#MeToo運動以降、性被害にあった人たちが、勇気を出して声を上げ始め、こうした人たちの声によって、芸能界やスポーツ界、職場、学校、家庭などにおける「性と生」に関わる問題がうきぼりになってきました。日本では長く、性の問題が「恥ずかしいもの」、「隠すもの」とされてきましたが、性犯罪に対して社会全体で「ノー」と言える学びが定着していれば、もっと早く被害者を救えたはずです。小さい頃から当たり前のように、自分の体や心を意識し、大切にすることを学ぶことで、他者はもちろん、生命のあるものとの共生や助け合い、偏見を乗り越え、寛容な社会を作っていく道筋が共有されていくのではないのでしょうか。

当委員会は、個人の尊厳及び人権の尊重に基づく包括的性教育の充実によりジェンダー不平等を解消し、対等な人間関係をはぐくむことで健康で文化的な生活を育み、子どもや若者の権利と幸福を保障できるとの立場から、表記の調査を実施しました。以下、調査結果を報告します。

1、調査の概要

- ◇調査名称 東京都内の自治体における性教育実施状況調査
- ◇調査期間 2025年1月27日（月）～2月12日（水）
- ◇調査方法 各自治体窓口への電話による聞き取り
- ◇調査内容 ①東京都の「性教育の手引」の活用について
②独自事業の実施について
③事業の対象年齢
④事業を所管する担当課

2、調査結果（※第1次集約。自治体ごとの調査結果一覧は別紙）

- (1)「性教育の手引」（都教育委員会2019年3月28日改訂）の活用について
- ・活用している 34自治体
 - ・活用していない 5自治体
 - ・回答なし 8自治体

多くの自治体が活用しています。一方で、「手引」に触れない自治体もありました。

(2) 独自事業の実施について

- ・実施している 33 自治体
- ・実施していない 13 自治体
- ・回答なし 4 自治体

半数以上の自治体で独自事業を実施しています。文部科学省の「生命（いのち）の安全教育」の取り組み、東京都教育委員会の「生命（いのち）の安全教育 指導資料」を参考にして、「区立中学の3年生全員に学習教材『For Your Great Future』を配布」（文京区）、「小中学校で『命の安全教育教材』を全員に配布」（足立区）等の事業が行われています。

(3) 事業の対象年齢

- ・乳幼児及び保護者 12 自治体
- ・小学生 2 自治体
- ・障がい児 1 自治体
- ・中学生 26 自治体（都のモデル事業含む）
- ・大学生・若者 7 自治体
- ・大人 6 自治体

自分の体で起きている変化（二次性徴）と向き合う中学生を対象にした事業が最も多く、体の科学的メカニズム、体への不安や悩み、他者への理解などが取り上げられています。

また、「子育てに役立つ！ 生と性のおはなし」（葛飾区）、「子どもにどうやって伝えれば いい？ 子どもに伝える性教育のおはなし」（八王子市）等、乳幼児の保護者を対象にした事業も増えています。

受講者からは、「自分はあまり性教育を受けてこなかった世代なので、性教育の大切さを学べてよかったです」、「話を聞くだけでなく、他の保護者と話し合うことでいろいろな考えや性教育のあり方を知ることができ、貴重な時間でした」等の感想が寄せられています。

(4) 事業を所管する担当課（教育委員会以外）

- ・保健所・保健師 2 自治体
- ・健康福祉課 2 自治体
- ・男女共同参画 7 自治体
- ・社会教育・生涯学習 7 自治体
- ・児童館 4 自治体

社会教育・生涯学習と男女共同参画担当課が同数になりました。内閣府男女共同参画局

発行の「男女共同参画白書」（令和 5 年版）は、「今こそ、固定的性別役割分担を前提とした長時間労働等の慣行を見直し、『男性は仕事』『女性は家庭』の『昭和モデル』から、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会、『令和モデル』に切り替える時である」と指摘していますが、国としてジェンダー平等に向けた施策が進められていることが反映されています。

一方、本来、住民の公衆衛生の責任を果たすべき保健所・保健師による事業は、「乳幼児期から家庭でできる性教育のすすめ講師・保健師」（墨田区）、「3 歳児検診の待合室に子どもが手にしやすい場所に性教育の絵本を置いている」（三鷹市）に留まっています。

3、調査結果から見えてきた今後の課題

○評価点

(1) 「性教育の手引」、「生命（いのち）の安全教育」教材の活用

多くの自治体が東京都教育委員会作成の「性教育の手引」を学校に配布し、産婦人科医等の外部講師による授業が実施されています。「応募に当たらない年もあった」（小金井市）との回答もあり、財政規模が大きい東京都への期待も認識されています。

また、「性教育を通じて、自分の体の仕組みや性に関する知識を身に付けるとともに、…子どもが性被害の被害者・加害者・傍観者になるのを防ぐこと」を目的とする文科省の「命（いのち）の安全教育」教材も、「性教育の手引」と同様に活用されています。

(2) 独自事業の広がり

学習指導要領の範囲内での教育にとどまる自治体もある中、教育委員会のリーダーシップや社会教育等の担当課との連携で、独自事業に取り組む自治体が広がっています。小・中学生だけでなく乳幼児期から大学生・若者、さらには大人を対象にした事業に取り組む自治体も複数ありました。

新自由主義による職員削減や非正規化など厳しい職場環境にありながらも、それぞれの自治体において担当課やその職員が、地域住民や現場で働く職員の声に耳を傾け、子どもたちや保護者のために奮闘する姿に、頭が下がる思いです。

(3) 市民や民間団体との連携による取り組み

行政による取り組みだけでなく、「マンガ家・イラストレーターを講師とする『家庭教育・子育て講座 おうちでの性教育』」（世田谷区）、「市内の大学でのイベントに出向き、ブースの中に性教育のパンフレット・絵本を展示」（三鷹市）、「男女共同参画推進ネットワークが区議との懇談会で、『学校における性教育について』をテーマに意見交換」（北区）等、市民や民間団体との連携による取り組みが広がっています。

○課題点

(1) 包括的性教育の実施

電話での聞き取りに、多数の職員の方から「学習指導要領を超えている部分については…」 「はどめ規定については…」 という説明がされ、いわゆる「はどめ規定」が地方自治体と学校現場に深い影響を与えていることが改めて明らかになりました。

国は 1998 年に学習指導要領を改訂し、「受精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」としました。これにより、科学・自立・人権・共生を軸に、誰もがその人らしく生きることを学ぶ学習としての性教育の意義が失われていきました。

こうした状況を変えるため、教育関係者らが声をあげ、「こころとからだの学習裁判」において、「大網的基準の枠内で具体的にどのような教育を行うかという細目までは定められておらず、定められた内容・方法を超える教育をすることは、明確に禁じられていない限り、許容される」との判断をかちとりました（2011 年 9 月 16 日、東京高裁二審判決）が、現在でも本来の教育は行われていません。

東京都教育委員会は、「性教育の手引」の改定に当たって、「近年、社会環境の変化や情報化社会の進展により、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化しています。インターネット上には性に関する情報が氾濫し…」と述べ、「学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの根底を貫く精神である人間尊重の精神に基づいて行われる教育です」としていますが、教員たちが性教育の授業をしようとする管理職が神経をとがらせ、その圧力で消極的になりがちとの声も聞こえてきます。

性教育の国際的なスタンダードとなっているユネスコ編「国際セクシュアリティ教育ガイドダンス」などを参考に、すべての子ども・若者に包括的性教育を学ぶ権利を保障することは喫緊の課題です。

(2) 保健所・保健師の果たす役割

かつて保健所は、健康相談、保健指導のほか、医事、薬事、食品衛生、環境衛生などに関する行政機関をあわせ持ち、公衆衛生の第一線機関として強化され、国・都道府県を通じて衛生行政組織と制度の強化を図っていました。その根拠とされていた保健所法は 1994 年に大幅改定、地域保健法が施行されました。

それまで人口 10 万人に 1 か所だった保健所の設置基準は、「医療圏、老人保健福祉圏の区域を参酌して所管区域を設定」と改悪され、現在では人口 30 万人から 50 万人に 1 か所にまで広域化、東京都は法改正により、保健所機能を縮小させました。

一方、保健師は、地域において医療・介護など多職種連携に長けており、町の情報をよく知る存在です。住民には個人だけでなく家族にも、どの年代にも頼りがいのある専門職です。とりわけ女性にとっては、子育て期間のみならず、思春期から更年期まで生涯にわたって健康の相談・助言が受けられる行政職です。DV、ヤングケアラー、発達障害等の社会問題が恒常的になる中で、その役割がより一層増えています。

本調査では、保健師による性教育の独自事業に取り組んでいるのは 2 自治体でしたが、

性教育は学校の授業だけで終わるものではありません。健康相談、保健指導として、「いつでも相談できる、なんでも相談できる」体制が欠かせません。乳幼児を対象にした独自事業にも多数の自治体取り組んでおり、保健師からは3歳児検診、就学前検診の時期からの性教育開始を求める声が出されています。

保健所法の改悪から31年、現場の声や性教育の現状を受け止めた見直しが必要です。

4、私たちの提案

今回の調査から見えてきた課題に基づき、以下、提案します。

- 1、科学的な根拠に基づいた包括的性教育を推進する「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」(ユネスコ)にもとづき、人権・ジェンダーの視点に立って、子ども、若者の発達や年齢に適した知識・態度・スキルの獲得を可能にする性教育を、公教育に位置づけるよう国に求めること。
- 2、性教育の中で、避妊や人工妊娠中絶、近年増加している梅毒など性感染症の予防について、科学的な知識とスキルを身につけられるように、情報提供や効果的な啓発を行うこと。また、更年期に現れる女性特有の症状について、科学的な情報を提供すること。
- 3、保健所と保健師が性教育の分野で役割を発揮できるよう、その機能や権限の引き上げを国および東京都に求めること。
- 4、各自治体が創意的な性教育の独自事業に取り組めるよう、東京都として十分な予算措置を取り、支援を強化すること。

日本共産党東京都北地区委員会・ジェンダー平等委員会は、今後とも、ジェンダー平等社会の実現をめざし、全力をあげていきます。